

## 令和2年度生活保護基準の改定等について

令和2年度の生活保護制度については、令和2年10月1日からの生活保護基準の見直し、生活保護実施要領の改定が実施されました。

### 1 生活保護基準の改定

生活保護基準については、平成29年度に国の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、激変緩和のために平成30年度から3か年に分け段階的に見直すこととしており、今年度は、段階的な見直しの最後となる3年目です。

また、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助、母子加算等の減額幅を、平成29年度の基準からマイナス5%以内にとどめるようにしています。

#### <主な改定内容>

#### (1) 生活扶助

第1類、第2類について、別紙（資料No.3-2）のとおり改正しました。なお、平成29年度の基準から、個々の世帯の最低生活費の減額幅がマイナス5%以内にとどまるよう経過的加算が設けられました。

#### (2) 障害者加算等（月額）

種 類		令和元年度	令和2年度	
障害者加算	障1・2級	在宅（1級地）	26,810円	26,810円
	国年1級	入院・入所	22,310円	22,310円
	障3級	在宅（1級地）	17,870円	17,870円
	国年2級	入院・入所	14,870円	14,870円
	介護人		70,190円以内	<u>70,360円以内</u>
	介護人（特別基準）		105,290円以内	<u>105,560円以内</u>
	重度障害者（7月1日から）		14,790円	<u>14,880円</u>
	特別介護料（世帯員）（7月1日から）		12,410円	<u>12,470円</u>
介護施設入所者加算		9,880円以内	9,880円以内	
在宅患者加算		13,270円	13,270円	
放射線障害者加算	治療中	43,630円	<u>43,830円</u>	
	治癒	21,820円	21,920円	

### (3) 母子加算、児童養育加算（月額）

種 類		令和元年度	令和2年度	
母子加算	子ども1人	20,300円	18,800円	
	子ども2人	24,200円	23,600円	
	3人目以上に加算する額	2,300円	2,900円	
児童養育加算	第1、2子	3歳未満	11,820円	10,190円
		3歳以上18歳まで	10,190円	10,190円
	第3子以降	3歳未満	11,820円	10,190円
		3歳以上小学校卒業前の子	11,820円	14,520円
		小学校卒業後高等学校等卒業前の子	10,190円	10,190円

### (4) 教育扶助

種 類		令和元年度	令和2年度
小学校	基準額（月額）	2,600円	2,600円
	学習支援費（年間上限額）	16,000円以内	16,000円以内
	学級費等（月額）	850円以内	1,080円以内
中学校	基準額（月額）	5,100円	5,100円
	学習支援費（年間上限額）	59,800円以内	59,800円以内
	学級費等（月額）	770円以内	1,000円以内

### (5) 生業扶助

種 類		令和元年度	令和2年度	
生業費		47,000円以内	47,000円以内	
技能習得費	技能習得費	81,000円以内	82,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額（月額）	5,300円以内	5,300円以内
		学習支援費（年間上限額）	84,600円以内	84,600円以内
		学級費等（月額）	1,780円以内	2,330円以内
就職支度費		32,000円以内	32,000円以内	

## (6) 臨時的一般生活費

種 類		令和元年度	令和2年度	
被服費	布団類	再生一組	13,400 円以内	<u>13,600 円以内</u>
		新規一組	19,500 円以内	<u>19,900 円以内</u>
	平常着		14,000 円以内	14,000 円以内
	新生児衣料		52,100 円以内	<u>52,400 円以内</u>
	入院時寝巻		4,400 円以内	4,400 円以内
	紙おむつ代		20,800 円以内	<u>20,900 円以内</u>
家具 什器費	一般基準		29,600 円以内	<u>29,500 円以内</u>
	特別基準		47,100 円以内	<u>47,000 円以内</u>
	暖房器具	一般基準	20,000 円以内	<u>21,000 円以内</u>
		特別基準	51,000 円以内	<u>53,000 円以内</u>
	冷房器具		51,000 円以内	<u>53,000 円以内</u>

### 2 生活保護基準見直しに伴い他制度に生じる影響への対応について

区は、生活保護受給を要件とする負担軽減制度が受けられなくなる世帯、及び生活保護基準を算定基礎とする負担軽減制度が受けられなくなる世帯に対し、今回の生活保護基準の見直しに伴う他の負担軽減制度に生じる影響が及ばないように対応しています。(資料No.3-3)

### 3 スケジュール

令和2年9月25日 生活保護受給者へ保護決定通知書を送付

10月1日 生活保護基準見直し及び対応方針の実施

## 標準世帯の例（1級地—1の月額）

単位：円

## 《夫婦3人世帯：33歳、29歳、4歳》

	令和元年度	令和2年度	差
生活扶助（注1）	158,210	156,990	△1,220
住宅扶助	81,000	81,000	0
合計	239,210	237,990	△1,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、児童養育加算を含み、冬季加算を含まない。

注2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

## 《高齢者単身世帯：68歳》

	令和元年度	令和2年度	差
生活扶助（注1）	78,230	76,880	△1,350
住宅扶助	69,800	69,800	0
合計	148,030	146,680	△1,350
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

## 《母子2人世帯：30歳、4歳》

	令和元年度	令和2年度	差
生活扶助（注1）	148,650	150,100	1,450
住宅扶助	75,000	75,000	0
合計	223,650	225,100	1,450
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。		

注1 生活扶助の額には、母子加算、児童養育加算を含み、冬季加算を含まない。

注2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学習支援費、学用品費、教材代等が別途給付される。

《高齢者2人世帯：75歳、68歳》

	令和元年度	令和2年度	差
生活扶助(注1)	116,180	116,150	△30
住宅扶助	75,000	75,000	0
合計	191,180	191,150	△30
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ 給付される。		

注1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

《母子3人世帯：48歳、17歳、14歳》

	令和元年度	令和2年度	差
生活扶助(1類・2類)	160,160	157,770	△2,390
(母子加算)	24,200	23,600	△600
(児童養育加算)	20,380	20,380	0
住宅扶助	81,000	81,000	0
教育扶助	5,870	6,100	230
生業扶助	7,080	7,630	550
合計	298,690	296,480	△2,210
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ 給付される。		

注1 生活扶助の額には、冬季加算を含まない。

注2 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学習支援費、学用品費、教材代等が別途給付される。